

「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、40歳代及び50歳代の働く世代を中心としたがん検診の受診率の向上を図り、早期発見、早期治療により、がんによる死亡者の減少を図ることを目的として、がん検診推進に取り組む事業所を登録する制度を実施するために必要な事項を定める。

(対象事業所)

第2条 登録は、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」の趣旨に賛同し、従業員やその家族に対するがん検診受診の推進活動に意欲を有する県内の事業所であって、次に掲げる取り組みを実施する事業所を対象とする。

- (1) がん検診推進員を設置する。
- (2) 従業員やその家族に対し、がん検診の普及啓発や受診勧奨等を行う。
- (3) 従業員ががん検診を受診しやすい環境づくりに励む。

(申込)

第3条 登録を希望する事業所は、県に、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」参加申込書(様式1)を提出するものとする。

(登録)

第4条 県は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たす場合には、働く世代をがんから守るがん検診推進事業所として登録し、登録証を交付する。

- 2 登録事業所は、毎年度、翌年度の4月末日までに、従業員のがん検診受診状況、及び事業所におけるがん検診推進の取り組みについて、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」がん検診受診状況等報告書(様式2)により、県に報告するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 登録事業所は、登録した事項に変更を生じたときは、速やかに「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」登録事項変更届(様式3)を、県に提出するものとする。

(登録証の再交付)

第6条 登録事業所は、破損、紛失等の理由により登録証の再交付の申請をするときは、「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」参加登録証再

交付申請書（様式4）を県に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第7条 登録事業所が第2条の規定に反した場合には、県は当該登録事業所の登録を取り消すことができる。

（県の支援等）

第8条 県のホームページに、登録事業所の名称を記載し、県民に広報する。

- 2 がん検診推進員に対し、がん検診推進員証を交付する。
- 3 登録事業所に対し、がん検診に関する情報や啓発グッズを提供する。
- 4 がん検診受診促進会議を催し、登録事業所相互で効果的な受診促進方法などの情報を交換する場を提供する。

（取り組み結果の表彰、公表）

第9条 県は、がん検診推進に効果的な取り組みを行った事業所を表彰し、公表する。

- 2 前項に規定する表彰は、第1号から第4号に定める基準に照らし、総合的に審査する。
 - (1) がん検診の重要性の理解を促進する取り組みを行っていること
 - (2) がん検診を受診しやすい環境づくりの取り組みを行っていること
 - (3) その他、がん検診の受診率向上に繋がる効果的な取り組みを行っていること
 - (4) 他の事業所の参考になる取り組みを行っていることなお、地域性や業種等を考慮し選考する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月19日から施行し、平成29年4月3日より適用する。